

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	京王電鉄株式会社		コード	9008
提出日	2025/6/12	異動（予定）日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に松永・瀬木・山口・原田の各氏の選任議案が付議されることと もない、新たに各氏を独立役員として指定するため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該 当 なし		
1	常陰 均	社外取締役	○										△					有
2	松永 陽介	社外取締役	○										△				新任	有
3	瀬木 達明	社外取締役	○													○	新任	有
4	山口 裕美	社外取締役	○													○	新任	有
5	原田 喜美枝	社外取締役	○													○	新任	有
6	竹川 浩史	社外取締役	○										△					有
7	金子 正志	社外取締役	○													○		有
8	山内 暁	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	常陰均氏は、2021年3月まで三井住友信託銀行株式会社の取締役会長でした。同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。	同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただいているほか、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして審議を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外取締役として選任しております。また、当社の定める社外取締役の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
2	松永陽介氏は、2023年3月まで日本生命保険相互会社の代表取締役副社長執行役員でした。同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。	同氏は、企業経営について豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただけることが期待されることから、新たに社外取締役として選任しております。また、当社の定める社外取締役の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。
3		瀬木達明氏は、企業経営について豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただけることが期待されることから、新たに社外取締役として選任しております。また、当社の定める社外取締役の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。
4		山口裕美氏は、サステナビリティ経営について豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただけることが期待されることから、新たに社外取締役として選任しております。また、当社の定める社外取締役の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。
5		原田喜美枝氏は、金融・ファイナンスを専門とした大学教授として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレートガバナンスの強化に適切な役割を果たしていくことが期待されることから、新たに社外取締役として選任しております。また、当社の定める社外取締役の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。
6	竹川浩史氏は、2018年5月まで株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役員でした。また、2018年6月まで株式会社三菱UFJ銀行の執行役員でした。	同氏は、金融機関における業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、金融機関の執行役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、中立公平な立場から適切に監査機能を果たすとともに、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会のメンバーとして審議を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社の定める社外取締役の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
7		金子正志氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有するほか、法令遵守の立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社の定める社外取締役の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
8		山内暁氏は、会計学を専門とした大学教授として財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、中立公平な立場から当社の経営に対し適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレートガバナンスの強化に適切な役割を果たしていくことが期待されることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社の定める社外取締役の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。

4. 補足説明

・原田喜美枝氏の戸籍上の氏名は、原喜美枝であります。
・当社の「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書「Ⅱ. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。